

長門市内の一部の建築物について、

令和元年6月25日から申請窓口が変更になりました。

令和元年 7月 長門市建設部建築住宅課

平成 30 年改正建築基準法の施行により、法第 6 条第 1 項第 1 号に係る建築物の対象規模が変更となりました。

これにより、令和元年 6 月 25 日から、長門市内の以下の用途・規模の建築物について、申請窓口が山口県宇部土木建築事務所から長門市になりました。

1 申請窓口が変更になった用途・規模

建築基準法別表第 1 (い) 欄に掲げる用途[※]に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積が 100 m²を超え 200 m²以内のもの

※例：集会場、共同住宅、学校、飲食店、物販店舗、倉庫、自動車車庫 等

2 関係する主な申請書類

- (1) 建築基準法に関する申請及び届出（確認申請、建築工事届、建築物除却届 等）
- (2) 建設リサイクル法に関する届出（解体工事届 等）
- (3) 長期優良住宅普及促進法に関する認定申請
- (4) 都市低炭素化促進法に関する認定申請
- (5) 山口県福祉のまちづくり条例に関する届出

ご不明な点がありましたら、建築住宅課建築係 (TEL0837-23-1149) までお問い合わせください。